

平成22年5月21日現在

研究種目：若手研究（B）
 研究期間：2007～2009
 課題番号：19730297
 研究課題名（和文） 日米中小法人の役員給与支給におけるモラルハザードの発生と防止に関する研究

研究課題名（英文） Moral hazard in the case of providing salary to Japanese Directors.

研究代表者

櫻田 譲 (SAKURADA YUZURU)
 北海道大学・大学院経済学研究科・准教授
 研究者番号：10335763

研究成果の概要（和文）：わが国における中小法人の役員1,265名に対する役員報酬の支給実態を踏まえ、その支給特性を実証分析により明らかにし、その上で現行税制に対する批判を展開した。

研究成果の概要（英文）：This paper examined the prevailing climate of providing salary to 1,265 Directors in Japanese small and medium-sized enterprises. Then it criticized Japanese present tax system.

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	1,600,000	0	1,600,000
2008年度	900,000	270,000	1,170,000
2009年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	3,300,000	510,000	3,810,000

研究分野：会計学

科研費の分科・細目：経営学・会計学

キーワード：法人税法、役員報酬、役員退職慰労金、中小法人、実証分析、持株比率、特殊支配同族会社

1. 研究開始当初の背景

わが国では、中小法人における役員給与の支給実態について、実証水準での解明が未着手であった。一般的に中小法人の財務データが入手困難であることが、研究の遅れを助長させているといえる。また中小法人の役員給与の支給行動は、法人税法や所得税法による

制約によって決定されると考えられることから、これら租税法的視点での実証分析を行う必要が認められる。

他方、欧米では中小法人の役員給与の支給行動をはじめ、様々な企業行動について実証研究が租税法的分析視角からも行われ、中小法人における税務戦略が明らかにされつつある。

2. 研究の目的

前述の「研究開始当初の背景」においても説明したとおり、わが国と欧米諸国の間には、本研究でとりあげる課題領域に関して、研究蓄積に乖離が認められる。そこでそのような研究蓄積の差を埋めることが本研究の目的である。併せて中小法人における役員給与支給の実態解明に貢献することも本研究の目的となる。

3. 研究の方法

日本実業出版社が発行した中小法人における役員給与の実支給額に関するデータが存在するが、これまでこのデータが統計的手法によって中小法人の役員給与の一般的行動を解明するための資料として役立てられたことは無いと思われる。そこで本研究ではこの資料に注目し、サンプルを業種別・役位別に分類した上で重回帰分析を用いて役員給与の支給に関する行動特性を明らかにした。

その中で本研究は、赤字が12%の報酬・ボーナスの減少をもたらすとの Joskow and Rose[1994]による知見を回帰モデルのダミー変数を用いて間接的に検証したが、彼らの主張を追認する結果は認められなかった。

4. 研究成果

本研究における中小法人の役員給与支給に関する実態解明の結果、持株比率が多く、代表権を有する役員ほど、当該持株比率と役員報酬の多寡が相関するという結果を導出した。この結果は、中小法人の経営を萎縮させるとして廃止となった法人税法第35条に規定する「特殊支配同族会社における役員給与の損金不算入規定」の課税根拠を、部分的に肯定する結果である。換言すれば、中小法人における役員報酬の支給行動は、税制による制約を受けて、窮屈な行動を強いられていると言えよう。このような状態から、Chen *et. al*[2007]は中小法人は課税庁からの税務調査などに配慮して、積極的な租税回避戦略

を駆使しないと、これを entrenchment 行動と名付けたが、本研究からも、わが国中小法人の役員報酬支給において、entrenchment 行動が確認されたと言える。

ともあれ、このような本研究の実証結果から、廃止される法35は実態を踏まえた上での課税根拠を有すると言わざるを得ない。したがって法35が復活する可能性が否めず、その際、引き起こすであろう問題点を指摘した。

なお、申請者に対する科学研究費補助金の支援が終了した現在、引き続き同テーマの延長で研究を継続している。その内容について若干の説明をしておくことと次の通りである。

新たな研究テーマでは、経営者報酬及び賞与の支給額の多寡は、法人の買収や分割などといった経営者による裁量的行動といかなる関係を有するかについて分析を試みる。さらにこの両者の関係と対象企業のコーポレート・ガバナンスの状況との間に関連を認めるのかについても分析を行う。そこでこのような課題を検討するためにこれまでの経過と現在の研究の進捗状況を示すと次の通りである。

これまでの経過としては、平成19～21年度まで科研費補助金の支援を受けた本研究テーマにおいて、中小法人の経営者は自らの役員報酬と退職給与の支給に際し、いわゆるお手盛り支給は少ないことを明らかにしている。つまり、課税庁からの税務調査を受けないように攻撃的な租税回避行為は行わないとする Chen *et. al*[2007]による仮説を支持する結果を導出しているが、この結果は櫻田[2008・2010]において明らかにしている。

また現在の進捗状況としては、来年度の科研費獲得を目標とする新規計画の準備状況として、利益連動型の経営者報酬・賞与の実質的内容となるストック・オプションの付与が、経営者へのインセンティブ付与として効果的であるか否かについて、資本市場の反応からその効果を検証している。とりあげる分析対象はストック・オプションによって発生する権利行使益が、給与所得（納税者＝役員にとって重課）か一時所得（納税者＝役員にとって軽課）かを巡る争い（ストック・オプション訴訟）であるが、この判決の結果を資

本市場が好感したのか失望したのかについて明らかにする。この分析は換言すると、ストック・オプション税制の在り方が、経営者へのインセンティブ付与システムであるストック・オプション制度の効果を増進させるか、或いは減退させるかを明らかにする分析である。当該分析の結果は本申請書と共に提出した論文において明らかにされているが、その概要は次の通りである。

権利行使益を一時所得とした平成 15 年 8 月 26 日判決 東京地裁 平成 12 (行ウ) 309 号では、市場は好感を示した。これは経営者のインセンティブを税制が引き出す効果があると市場参加者が見なしたと解釈した。しかしながら権利行使益を給与所得とした平成 16 年 1 月 21 日判決 横浜地裁 平成 13 (行ウ) 54 号と平成 17 年 1 月 25 日判決 最高裁 第三小法廷 平成 16 (行ヒ) 141 号に対して市場参加者は、前者に対して強い失望を、後者に対しては弱い失望を示している。

この分析結果を解釈すると次の通りとなる。つまり、権利行使益を給与所得として区分し、課税することが、一時所得として区分し、課税することに比し、より重課となるために、経営者のインセンティブ付与を税制が邪魔していると、市場参加者が捉えたと解釈した。

これらの分析結果から得られた知見は、市場参加者が証券税制の緩和や株式消却といった投資家自らに利益が発生するような出来事に対して反応するならまだしも、経営者の所得が軽課されるか重課されるかにまで強い関心を示しているということである。

また最高裁判決で弱いネガティブな反応を示したという分析結果については、次のように解釈することができる。つまり、山崎・井上[2005]の分析結果がそうであるように、最高裁判決が下級審判決を支持した場合、サプライズを市場に提供しないために、株価の反応は鈍くなる。

このほかに得られたもう一つの知見とは、税制が市場参加者へ強い影響を与えようということである。したがって企業行動の説明には、税制(の改正)が十分に考慮されねばならないとの認識に達した。

なお、上記の分析結果は現在、未公開論文

であるが、「ストック・オプション判決に対する市場の反応」(31,053文字)として、財団法人 納税協会連合会が、租税等に関する研究の奨励及び研究内容の向上並びに学術研究の助成に寄与すること等を目的として募集する「第6回 税に関する論文」に投稿予定である。また当該未公開論文の分析結果は、平成 22 年 9 月 4～5 日に開催される日本管理会計学会(場所:早稲田大学早稲田キャンパス)の自由論題報告に申請中である。

<本文中の参考文献>

Chen et.al[2007]:Shuping Chen, Xia Chen, Qiang Cheng and Terry Shevlin. Are family firms more or less tax aggressive? November 2007. *Social Science Research Networ*

Joskow and Rose[1994]:Joskow, P.L. and N.L.Rose., "CEO pay and firm performance : Dynamics, asymmetries, and alternative performance measures." NBER Working Paper 4976.

山崎・井上[2005] :山崎福寿・井上綾子. 2005.

「特許法 35 条と職務発明制度についての理論と実証—報奨をめぐる判決・和解と制度改定のイベント・スタディー—」Discussion Paper

5. 主な発表論文等

[雑誌論文] (計 2 件)

①櫻田讓「役員の個別事情が役員報酬の支給行動に与える影響について」『会計』、査読無、7月号、2010年、掲載確定(13頁分)

②櫻田讓「法人税法規定と役員給与支給におけるモラルハザード」『税務会計研究』査読無、第19号、2008年、pp.213-225.

[学会・研究会発表] (計 5 件)

①櫻田讓「ストック・オプション判決に対する市場の反応」北日本会計学研究会、2010年2月20日、北海道大学(札幌市)

②櫻田讓「役員の個別事情が役員報酬の支給行動に与える影響について～中小法人における役位別・業種別実証分析を中心として～」、日本会計研究学会第68回全国大会、2009年9月4日、関西学院大学(西宮市)

③櫻田譲「役員給与に関する法人税法規定」・「自己資本比率と産業政策」、企業の資本政策をテーマとする研究会、2009年2月27日、北海道大学（札幌市）

④櫻田譲「中小法人における役員報酬の支給行動について」、北日本会計学研究会、2009年2月14日、北海道大学（札幌市）

⑤櫻田譲「法人税法規定と役員給与支給におけるモラルハザード」、税務会計研究学会第19回全国大会、2007年10月7日、近畿大学（東大阪市）

6. 研究組織

(1) 研究代表者

櫻田 譲 (SAKURADA YUZURU)

北海道大学・大学院経済学研究科・准教授
研究者番号：10335763

(2) 研究分担者 なし

(3) 連携研究者 なし